

愛媛県建設工事関連業務総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、建設工事関連業務に係る総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という。）に関する必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、政令第167条の10の2の規定に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

(対象業務)

第3条 総合評価方式は、愛媛県土木部が発注する土木関係建設コンサルタント業務において、事前に仕様書を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待でき、かつ設計金額3千万円以上の高度な技術を要する業務を対象とした入札において実施する。

土木関係建設コンサルタント業務とは、「建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針（平成15年4月28日国総振第18号）」で定める内容とする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 総合評価方式による一般競争入札を実施するに当たり、当該入札の評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、愛媛県建設工事総合評価審査委員（以下「委員」という。）2名以上の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準の適否に関すること。

(2) 前号の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性に関すること。

2 前項第2号に係る意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、落札者の決定の適否に関して、あらかじめ、委員2名以上の意見を聴かなければならない。

3 委員の意見聴取に関する事務については、総務部総務管理局行政経営課において処理する。

(評価項目等)

第5条 総合評価方式における評価項目及び配点は次に掲げるとおりとする。

		評価項目	評価内容	配点
企業の評価		①同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
		②常駐技術者数	県内の常駐技術者数	5
		③業務成績評定点	過去3か年度の業務成績評定平均点	5
		④災害時の活動体制	県と災害協定を締結している団体への加入	5
		⑤地域精通度	県内本店・支店等の所在の有無	10
		⑥公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度における参加実績	5
配置予定 技術者	管理技術者	⑦保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	10
		⑧同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
		⑨手持ち業務	手持ち業務件数	5
	照査技術者	⑩保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	5
		⑪同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
技術評価の配点合計				65

評価項目及び基準について

(1) 企業の技術力等に関する評価項目

①同種・類似業務の実績

評価基準	配点
同種業務の実績あり	5
類似業務の実績あり	3
上記以外	0

※業務実績は、直近の過去10か年度における国、公団、地方自治体等公的機関における元請としての業務実績（業務が完成し、引き渡し完了したものに限る。）を評価対象とする。ただし、愛媛県内における同種業務の実績を有している業者が一定数以上見込まれる場合は、愛媛県内における業務実績を評価対象とする。

※業務実績の確認は、(一社)日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）で行う。

②常駐技術者数

評価基準	配点
30人以上	5
20人～29人	4
10人～19人	3
5人～9人	2
1人～4人	1
0人	0

※県内の本店又は支店に常駐している技術者数とする。なお、常駐技術者とは、技術系の業務に従事している者であり、当該業務の開札日時点で、直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にあり、常勤している者をいう。

③業務成績評定点

評価基準	配点
79点以上	5
77点以上 79点未満	4
75点以上 77点未満	3
73点以上 75点未満	2
71点以上 73点未満	1
71点未満	0

※平均点は、直近の過去3か年度に愛媛県土木部が発注した土木関係建設コンサルタント業務（業務が完成し、引き渡し完了したものに限る。）の平均点とする。

④災害時の活動体制

評価基準	配点
対象団体（正会員）	5
対象団体（準会員）	3
該当なし	0

※災害時の活動体制は、業務内容に応じた愛媛県との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している愛媛県建設産業団体連合会に加盟している団体を評価する。

対象団体・・・愛媛県測量設計業協会、四国地質調査業協会愛媛支部

⑤地域精通度

評価基準	配点
県内に本店あり	10
県内に支店・営業所あり	5
上記以外	0

※地域精通度（営業拠点）は、「有資格業者名簿」に登載された所在地により評価する。

⑥公共土木施設愛護事業への参加実績

評価基準	配点
2回以上の参加実績あり	5
1回の参加実績あり	3
参加実績なし	0

※愛媛県の公共土木施設愛護事業への参加実績は、過去2か年度における愛りパー、愛ビーチ、愛ロード、いずれかの参加実績を評価する。

(2) 配置予定技術者の評価項目

⑦管理技術者の保有資格

評価基準	配点
技術士	10
RCCM	5
上記以外	0

※技術士は、技術士法による二次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を入札公告で掲げるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を入札公告で掲げるものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者に限る。

※RCCMは、RCCM資格試験（専門とする部門を入札公告で掲げるものに限る。）に合格し、登録証を受けた者に限る。

⑧管理技術者の同種・類似業務の実績

評価基準	配点
同種業務の実績あり	5
類似業務の実績あり	3
上記以外	0

※業務実績は、直近の過去10か年度における国、公団、地方自治体等公的機関における元請としての業務実績（業務が完成し、引き渡し完了したものに限る。）を評価対象とする。ただし、愛媛県内における同種業務の実績を有している業者が一定以上見込まれる場合は、愛媛県内における業務実績を評価対象とする。

※業務実績の確認は、TECRISで行う。

⑨管理技術者の手持ち業務

評価基準	配点
0件	5
1件	4
2件	3
3件	2
4件	1
5件以上	0

※手持ち業務については、入札公告時点における管理技術者の手持ち業務数を評価する。なお、手持ち業務の確認はTECRISで行う。

※件数は500万円以上/件（当初契約額）の業務を対象とする。

⑩照査技術者の保有資格

評価基準	配点
技術士	5
RCCM	3
上記以外	0

※技術士は、技術士法による二次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を入札公告で掲げるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を入札公告で掲げるものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者に限る。

※RCCMは、RCCM資格試験（専門とする部門を入札公告で掲げるものに限る。）に合格し、登録証を受けた者に限る。

⑪照査技術者の同種・類似業務の実績

評価基準	配点
同種業務の実績あり	5
類似業務の実績あり	3
上記以外	0

※業務実績は、直近の過去10か年度における国、公団、地方自治体等公的機関における元請としての業務実績（業務が完成し、引き渡し完了したものに限る。）を評価対象とする。ただし、愛媛県内における同種業務の実績を有している業者が一定以上見込まれる場合は、愛媛県内における業務実績を評価対象とする。

※業務実績の確認は、TECRISで行う。

(総合評価の方法)

第6条 本要領における総合評価は、次の算式により導き出された数値(以下「評価値」という。)をもって行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は円とする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点＋低入札に対する評価

$$\text{技術評価点} = \frac{\text{（技術評価点の配分点）} \times \text{（技術評価の得点合計）}}{\text{（技術評価の配点合計）}}$$

[小数第4位止め(小数第5位切り捨て)]

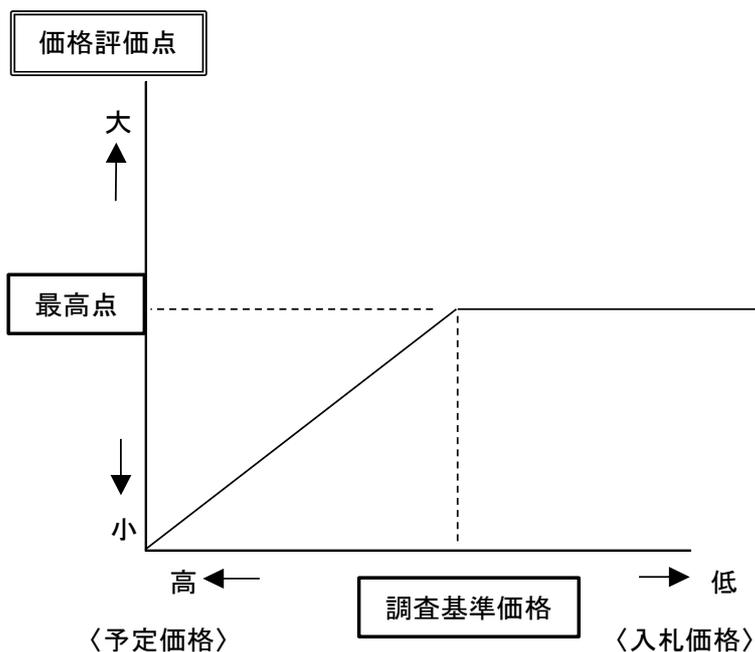
なお、技術評価点の配分点は、50点とする。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{（価格評価点の配分点）} \times \text{（予定価格－入札価格）}}{\text{（予定価格－調査基準価格）}}$$

[小数第4位止め(小数第5位切り捨て)]

なお、価格評価点の配分点は、50点とする。

ただし、入札価格が調査基準価格を下回る場合の価格評価点は、入札価格に係わらず一定とする。



低入札に対する評価は次に掲げるとおりとする。

評価基準	配点
応札歴なし	0
本業務で調査基準価格を下回る応札	-5
対象期間に調査基準価格又は最低制限価格を下回る応札歴あり	-5

※本業務で調査基準価格を下回る価格で応札した業者を評価する。

※対象期間に調査基準価格又は最低制限価格を下回る応札を行った者については、本業務での入札とは別に評価する。

【対象期間】

入札公告日の 属する月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
対象期間	前年度 10～12月	前年度 1～3月	4～6月			7～9月			10～ 12月			

(入札の公告)

第7条 総合評価方式を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価方式を実施する旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める総合評価方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求める旨、その提出期日等
- (4) その他必要と認める事項
(総合評価に係る資料の提出等)

第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価に係る資料について、総合評価方式にあつては、別途定める様式により、入札参加者が自己採点したうえで提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

- 2 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。以下「低入札調査実施要綱」という。）に規定する低価格入札者となった者は、前項に規定する資料に加え、低入札調査実施要綱第6条に定める資料を提出しなければならない。
- 3 総合評価に係る資料を提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 4 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 5 提出された総合評価に係る資料の内容が虚偽又は不誠実であることが明らかとなった場合は、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。
- 6 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者の決定方法)

第9条 総合評価方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定

価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者として審査を行う順位を決定し、審査の結果、落札者を決定するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 総合評価方式による一般競争入札を実施したときは、契約締結後、別添入札結果一覧表及び評価値算出表により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、総合評価方式による一般競争入札を実施した理由及び落札者決定基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第11条 総合評価方式による一般競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、申立者に対し適切にその理由を説明することとし、更に苦情のある者に対しては、愛媛県入札監視委員会による審議の結果を踏まえて回答することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式による一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(別表)

※入札者は、入札金額（税抜、単位：円）を記載してください。

(ただし、入札書の金額と違う場合は、発注者側で入札書の金額に訂正させていただきます。)

入札金額 (税抜、単位：円) ←税抜、円単位で記載

業務名
商号又は名称

評価項目等

※入札者は評価基準に該当する得点を入札者記載欄に記載してください。

(1) 企業の評価について

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札者記載欄)
同種・類似業務の実績	過去10か年度(〇～〇年度)の同種・類似業務の実績	同種業務の実績あり	5	
		類似業務の実績あり	3	
		上記以外	0	
常駐技術者数	県内の常駐技術者数	30人以上	5	
		20～29人	4	
		10～19人	3	
		5～9人	2	
		1～4人	1	
		0人	0	
業務成績評定点	過去3か年度(〇～〇年度)の業務成績評定平均点	79点以上	5	
		77点以上79点未満	4	
		75点以上77点未満	3	
		73点以上75点未満	2	
		71点以上73点未満	1	
		71点未満	0	
災害時の活動体制	県と災害協定を締結している団体への加入	対象団体(正会員)	5	
		対象団体(準会員)	3	
		該当なし	0	
地域精通度	県内本店・支店等の所在の有無	県内に本店あり	10	
		県内に支店・営業所あり	5	
		上記以外	0	
公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度(〇～〇年度)における参加実績	2回以上の参加実績あり	5	
		1回の参加実績あり	3	
		参加実績なし	0	

※1 「同種・類似業務の実績」は、次に掲げる業務に該当するものを評価する。

同種業務 ○○

類似業務 ○○

※2 「同種・類似業務の実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての実績は、入札参加資格とは別に総合評価においては実績に含まない。

※3 業務実績は、直近の過去10か年度における国、公団、地方自治体等公的機関における元請として、当初契約額が100万円以上の実績を対象とする。

※4 県内の常駐技術者数は、別紙2(その5)「常駐技術者数一覧表」の人数とする。

なお、常駐技術者数とは、当該事業所に3ヶ月以上従事していることを条件とする。

※5 業務成績評定点は、愛媛県土木部発注業務における土木関係コンサルタント業務の平均点とする。

※6 災害時の活動体制は、愛媛県と「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している愛媛県建設産業団体連合会に加盟している下記団体を対象とする。

対象団体 ○○

業務内容に応じた対象団体を選定

○○には、当該業務に該当する業務区分を記載すること。

(2) 配置予定技術者について

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札者記載欄)
管理技術者の保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	技術士(総合技術監理部門の選択科目○○)又は技術士(建設部門の選択科目○○)	10	
		RCCM(○○部門)	5	
		上記以外	0	
管理技術者の同種・類似業務の実績	過去10か年度(〇～〇年度)の同種・類似業務の実績	同種業務の実績あり	5	
		類似業務の実績あり	3	
		上記以外	0	
管理技術者の手持ち業務	手持ち業務件数	0件	5	
		1件	4	
		2件	3	
		3件	2	
		4件	1	
		5件以上	0	
照査技術者の保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	技術士(総合技術監理部門の選択科目○○)又は技術士(建設部門の選択科目○○)	5	
		RCCM(○○部門)	3	
		上記以外	0	
照査技術者の同種・類似業務の実績	過去10か年度(〇～〇年度)の同種・類似業務の実績	同種業務の実績あり	5	
		類似業務の実績あり	3	
		上記以外	0	

○○には、当該業務に該当する業務区分を記載すること。

○○には、当該業務に該当する業務区分を記載すること。

○○には、当該業務に該当する業務区分を記載すること。

※1 業務実績は、直近の過去10か年度における国、公団、地方自治体等公的機関における元請として、当初契約額が100万円以上の実績を対象とする。

※2 業務実績は、上記(1)の※1に記載の業務に該当するものを評価する。

※3 管理技術者の手持ち業務数は、入札公告時点における公的機関の手持ち業務数のうち、当初契約額が500万円以上を評価する。

※4 「同種・類似業務の実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての実績は、入札参加資格とは別に総合評価においては実績に含まない。

発注者で配点合計を記載
すること。(必須)

※(発注者記載) 各評価項目の配点合計(A)
(上記各評価項目満点の合計)

配点合計 (発注者記載欄)

※以下、評価値等が自動計算されますが、入札者においても確認願います。

各評価項目の得点合計(B)
(上記各評価項目の得点合計)

得点合計 (自動計算)
0

技術評価点 $50 \times (\text{技術評価の合計得点(B)}) \div (\text{技術評価の配点合計(A)})$ (C)
(小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め)

技術評価点 (自動計算)
#DIV/0!

入札価格(税抜、単位:円)(D)

入札価格 (自動計算)
0

※(開札時に発注者が記載) 予定価格(税抜、単位:円)(E)

予定価格

※(開札時に発注者が記載) 調査基準価格(税抜、単位:円)(F)

調査基準価格

価格評価点 $50 \times (\text{予定価格(E)} - \text{入札価格(D)}) \div (\text{予定価格(E)} - \text{調査基準価格(F)})$ (G)
(小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め)

価格評価点 (自動計算)
#DIV/0!

評価値(小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め)
(以下の計算式により算出)

評価値 (自動計算)
#DIV/0!

(評価値) = 技術評価点(C) + 価格評価点(G)
ただし、低入札となった場合や対象期間に低入札を行った企業は、別途評価する。

公告では削除すること。

※本表は、土木関係建設コンサル譚と業務に係る標準的な様式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。